決権保有割合」という。）が百分の四十に満たない事業者（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴及び⑵に定める措置を講ずる場合に限り、法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

⑴　法第三十二条第一項に規定する株式の発行及び自己株式の処分をしようとする事業者又はその子会社（法第三十二条第一項に規定する子会社をいう。）が公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）の

（以下「議決権保有割合」という。）が百分の四十に満たない事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、法第三十四条第一項に規定する株式の発行及び自己株式の処分をしようとする事業者又はその子会社（法第三十四条第一項に規定する子会社をいう。）が、公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。）において、事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるように、当該公開買付けにおいて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の十三第四項第一号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す場合に限り、法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

［新設］

方法により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。ニにおいて同じ。）を取得する場合　事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるように、当該公開買付けにおいて金融商品取引法第二十七条の十三第四項第一号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付すこと。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　他の株式会社の株式の取得に係る契約において基準株式数（他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に百分の四十を乗じて得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）から自己の計算において所有している議決権の数を減じて得た数の議決権に係る他の株式会社の株式の数をいう。）以上の他の株式会社の株式の取得に係る契約が締結されていることを他の株式会社の株式の取得がその効力を生ずることの条件とすることその他の事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるために必要な措置を講ずること。

［新設］

ホ　事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十三条の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議におい